

保育士就労に関する同意書

平成 年 月 日

市川市長 あて

市川市保育の利用等に関する規則にある保育の利用基準調整表のうち、「市内の認可保育所、市内の認定こども園又は市内の家庭的保育事業等において育児休業中である保育士又は保育教諭が、当該育児休業から復職する場合（1週間の労働時間が35時間以上）」、「市内の認可保育所、市内の認定こども園又は市内の家庭的保育事業等において、保育士又は保育教諭として1週間の労働時間が35時間以上である就労を開始する場合」に該当するときは、「+10点」の調整指数を加点して利用調整を行うこととなっております。この「+10点」は市川市から待機児童を減少させることへの思いがこもった「+10点」です。次の内容をよくお読みいただき、本趣旨をご理解の上、各項目のチェック並びに下段部分へのご署名をお願いします。

1	市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業で働く場合に限られます。	<input type="checkbox"/>
2	1に該当する施設で保育士もしくは保育教諭として就労する必要があります。	<input type="checkbox"/>
3	調整指数の加点については、1に該当する施設で週に35時間以上勤務する保育士・保育教諭として復職する場合、もしくは週に35時間以上勤務する保育士・保育教諭として内定している場合に限られます。	<input type="checkbox"/>
4	2,3の就労条件で復職または就労開始ができない場合は内定取り消しとなる場合があります。	<input type="checkbox"/>
5	児童が保育園に在籍する間は、1に該当する施設に継続して勤務するようご協力をお願いします。	<input type="checkbox"/>
6	児童が在籍する間に1に該当する施設における保育士保育教諭としての職を辞する際は、必ずご相談をください。退職の理由が正当性があるものか、妥当性があるものかを判断させていただきます。	<input type="checkbox"/>

上記事項を確認及び調整指数の趣旨について理解をし、本規定を悪用しないことに同意をします。

平成 年 月 日

保護者氏名 _____

児童氏名 _____

第一希望保育施設 _____